

英佛獨における宗教教育に就いて

文學士 保 科 孝 一

歐米における宗教教育は我邦の倫理教育に相當するものであつて、學校における課程中もつとも重大な價值を有するものである。小學校における課程中、宗教教育と國語教育に對して、特に優勢な位置を與へてゐる國が多い。然し乍ら一方から見ると、宗教教育と倫理教育とを結びつけるのは種々の弊害があるから、寧ろ宗教教育を學校より放逐するに若かずと主張してゐる學者が近來少くない。日本においては近來三教合一して倫理教育の補助をしようといふやうな運動があるやうであるが、歐羅巴にはむしろそれを弊害ありとして宗教と徳育を分離させようといふ運動があるのに思ひ比べて異様の感を催すのである。尤も國體も同じからず國情も異り、國民の思想もそれ／＼趣が違ふのであるから、歐羅巴における右のごとき運動に徴して、我邦における三教合一して倫理教育に資せんとする計畫を排することが出来ない。しかし乍ら、歐羅巴において宗教教育を學校の課程中重要な位置に置いてあるために、種々の弊害を見るのは事實で、これが爲め、佛蘭西では久しい以前から、即ち一千八百八十二年宗教教育を學校から放逐してしまつた。一千九百五年十二月九日國家と寺院との分離に關する法律 (Les réglemens d'

administration publique relatifs a la separation des églises et de l'état) を發布して、國家が宗教に關する從來の重荷を卸すと同時に、いよゝく確實に宗教教育を學校から放逐してしまつたのである。又、一千九百十二年には西班牙がやはり之を學校から追ひ出してしまつた。舊教の僧侶がときに一大反對を試みたが、しかし乍ら、時勢の赴くところ。如何ともすることが出来なかつたのである。近來獨乙においても、宗教教育の基礎が動搖しはじめ、北獨乙においては、もはや學校の課程として從來のごとく重要視されなくなつたのは、頗る注意を要する問題である。故にこれより、英佛獨における宗教教育の現状について、その見聞するところを少しく述べて見よう。

獨乙においては、學科課程中宗教教育に重を置くやう教育令に示してあることは言ふまでもないが、然し、實際之を重要視する風が年を追うて減じつゝあるのである。獨乙の宗教には三種あつて舊教新教及び猶太教であるが小學校は大抵この宗教の種類によつて獨立してゐる。即ち、舊教の小學校、新教の小學校猶太教の小學校といふやうに獨立してゐる。三教合同の小學校はジムルタンシユールといつて各地方に多少あるが、しかし、多くの地方ではそれゝ獨立してゐる。伯休などには、三教合同の小學校は一もない。斯の如く獨立してゐるのであるから、舊教の小學校には舊教に屬する兒童のみを收容するのは勿論、校長及び教員は一切舊教に屬するもののみで、其以外のものは決して採用しない。新教の小學校猶太教の小學校もやはりこれと同じ振合である。それが爲め、非常な困難を生ずるのは、人口のあまり多か

らざる町村においても、三種の學校を設立しなければならん。獨立に三種の學校を設立しないまでも三種の學級を編成しなければならぬのである。従つて經費が嵩むわけであるし、又兒童通學の上から見ても甚だ不便である。伯林のごとき大都市においては、三教の學校が各地に散在してゐるのであるから、學校と住宅とが非常に隔る場合が少くない。近處に新教の小學校があるとすると、舊教に屬する兒童を收容しないから、たとひ通學に不便であるとしても、舊教の學校を選ばなければならぬ。ことに猶太教の學校はその校數が少いから、兒童の通學に一層困難を感じるわけである。

次に、中等程度の學校は、右のやうに三教によつて獨立することがなく、すべての宗教に屬する生徒を收容し、學級も之を混合して構成する。しからば、何故にひとり小學校に限り、三教を嚴重に分離する必要があるので疑問であるが、小學校における三教の分離は、從來の習慣のしからしめるところで實際その必要を見ない。唯感情に支配されてゐるのであるから、將來三教合同のものが自然増加するであらう、と信ずる。ニウルンベルク市において、三教合同の小學校設置を許可したのが、一千八百七十年十月で、その翌年六月にはじめてその小學校が設立されるものであるが、その當時入學の兒童を見るに、新教四四〇舊教四九、猶太教五無宗教三一であつたが、其後一千九百四年から同五年にわたる學年の統計を見ると、三教合同の小學校が著しく増加したのである即ち學級數を見るに、新教小學校が四校で總計百二十四學級舊教小學校が二校で六十九學級合同小學校が、九校で四百七十二學級といふ割合に

なつてゐる。更に一千九百十年の學事報告を見ると、新舊兩教の學校數はもとのまゝであるのに、合同小學校のみひとり一校を増して十校となり、學級數も五百九十五に上つてゐる。故に將來三教合同小學校がおひ／＼増加するであらうと察せられるのである。

次に、宗教教育に與へたれる毎週教授時數は、我邦の修身教授の時數に比して遙に多い。この時數おの／＼各地方各學校によつて異なるのであるが、プロイセン州の教育令によると、毎週四時間乃至五時間之を教授することになつてゐる。固よりこの時數は地方の情況と學校の意見によつて多少變更するとは差支ないので、シャロットテンブルクでは三時間乃至四時間、ミウンヘンでは二時間乃至四時間に規定してゐる。中等程度の學校になると、その時間數が少しく減少するので、プロイセンの教育令によると、毎週二時間乃至三時間之を教授することになつてゐる。それで、宗教教育において教授する材料は問答示教は固よりであるが、その他聖書を讀み、宗教の歴史を教へ、その間に道德觀念を發達せしめるのである。しかし、これらの授業は三教合同小學校においては、同一に與へることが出來ないので三教に屬する兒童をそれ／＼分離して教授しなければならんから、頗る不便である。中等程度の學校は三教合同であるが、宗教教育に限つて學級を分離して編成する。猶太教に屬するものは、生徒の數が少いから、各學年毎に獨立の學級を編成することが經濟が許さんので、大抵は二學級を合併するやうになつてゐるし、その時間數も新教兩教に比して少い。すでに、三教分離して學校を設立する以上、國語讀

本のごときもそれごとく分離して獨立に編纂する必要があるわけで、これは讀本の中に神事に關して教材が多少收容されてゐるが、これが三教によつて同一に取扱ふことが出来ないからである。

獨乙における宗教教育は凡そ右の如く、又其實績如何について見ると、甚だ心細い状態にあるのである。南獨乙は一般に舊教が行はれてゐるが、舊教徒は概して宗教心に富んでゐるので、南獨乙における學校では、宗教教育に重を置き、問答示教のごときは特に僧侶を學校に聘して與へ、聖書の讀方と宗教の歴史は校長若くは教員が之を授けるやうになつてゐる。日曜には學童が聖書を持つて寺院に出掛けるものが多い。宗教心が旺盛であるために舊教徒は皇室に對しても忠愛の心を有してゐる。南獨乙のある學校を參觀した折、校長に宗教教育は實際から見ても左まで必要なものであるかと質問したところ、校長は容儀を正して答へて曰く、宗教は我邦における道德の標準である。之を離れて、道德觀念を養成することが出来ないから、學科中もつとも重要な價值を有するものである。従て宗教教育を學校以外に追ひ出すといふやうな考は毫ももたないといふので、寧ろ宗教教育を必要とするかといふ質問を不思議に感じたやうに見受けたのである。しかるに、北獨乙はそれと正反對で、新教が一般に旺盛であるが、新教徒は舊教徒に比すると概して宗教觀念に乏しいやうに思ふ。それで、北獨乙においては、日曜に寺院に參詣するもの年々減少し、老爺老婆の後生願が多い。若い人々は寺院に參詣せずして公園に遊び、或は杖を郊外に曳くので、伯林の郊外における日曜の賑が非常なものである。或人に何ゆゑに日曜の朝寺院

に參詣しないかと尋ねたところが、笑つて曰く、毎日曜に妻子を携へて郊外に散策し、清淨な空氣を吸ひ、自然の美にあこがれて、週日の疲を慰めるのは、人生の最大快樂である。之を外にして寺院に參詣するが如きは全く無意味であると言つて居たが、現代の青年は殆どすべて斯のごとき思想を有するやうになり、大學生などになると、寺院にまゐるものが皆無で、遠足や運動に一日を楽しく暮すのが近來の流行になつてゐる。かゝる享樂に耽ることの出来ない。即ち、貧乏な老爺老婆が寺院に參詣して後生をねがふのであるから、寺院は年々衰へて行くのである。北獨乙における宗教はかくのごとき状態にあるので小學における宗教教育のごときも勢ひ不振の有様に陥りつゝあるのである。といふのは、プロイセン州の教育令には、國語教育と同じく宗教教育に重要な地位を與へるやうになつてゐるので、毎週の間表には規定によつて之を置いてあるのであるが、南獨乙と違ひ、北獨乙では一切校長及び教員が之を擔任することになつてゐる、僧侶を聘するところが甚だ少いのである。しかるに校長にしても、教員にしても、宗教教育を擔當するを厭ふ氣運が漸々盛になつて來て、伯林などでは、之を持てあましてゐる小學校が少くない。伯林滞在中しばしば參觀した一小學校のごときは、校長はじめ教員まで殆ど自由信仰者フライデレンカイで、宗教などどうでもよろしいと云ふ思想を有してゐるから、宗教教育の擔任を定めるのに、非常に苦んでゐるのを見た。ある教員のごとき、大に宗教の現代に無意味なことを述べ、之を擔任するほど不愉快なことがないと語つてゐるのを聞いたことがある。今日のところ、教育令によつて止を得ず宗教教育に關

する規定の時間を設けてあるのであるが、之を擔任する教員が自由信仰者で常に不愉快を感じつゝあるのであるし、又之を監督する校長や視學官も同じく自由信仰者であるから、其學績の舉らないのは當然である。このまゝで進んだならば、北獨乙においても、佛蘭西や西班牙のごとく、宗教教育を學校以外に追ひ出す時期が到來するに相違ないと信ずる。

宗教教育の實況は右の通りであるが、これが又種々の政治問題を産み出すので、その一例としてプロイセン政府のポーランドに對する政策の一端を述べて見よう。ポーランドが露獨塊の三國に分割せられた結果、その新附の人民に對してはじめは三國とも愛撫政策を取つてゐたが、獨乙においては、この愛撫の政策が甚だ結果がよくなかつたので、ビスマルク以來俄然強硬な方針を取つて之を威壓せんと試みたのである。之までは獨乙語とポーランド語を對等の位置に置いたのであるが、ビスマルクは之を改めて教育上公用上一切ポーランド語の使用を禁じたのである。これには、ポーランド人も非常な苦痛を感じたので、一齊に反對したが、その効果を見ることが出来なかつた。されども最後まで、否現在まで引續き死力を以て争ひつゝあるのは、小學校における宗教教育のみは從來のごとくポーランド語を用ゐるといふことである。プロイセン政府は止を得ず當分の間宗教教育に限つてポーランド語を許したのである。されども、成るべく速にこれから獨乙語に改めようとしたので、ポーランド人は又々死力を盡して争つた。一體ポーランド人は殆どすべて舊教徒であるが、プロイセンの人民は概して新教徒であるから

ポーランド人とプロイセン人とは人種として反對を有してゐるのみならず、宗教上の思想も異つてゐるのである。それに一方は被治者であり、一方は治者であるから、氷炭相容れないのは、固より當然である。それはポーランドにおける舊教寺院はポーランド人の僧侶が支配してゐるので、これが説教などの場合に、切りに獨乙政府に對する反感を挑發する。ポーランドの婦人は殆ど狂熱的に愛國心に富んでゐるところへ、舊教僧侶がしきりに獨乙に對する反感を挑發するので、一層狂熱になり、彼等の子弟は學校においては一切獨乙語によつて教育せられるに拘らず、家庭においては、絶対に獨乙語を禁止し、學校の復習すら許さんのである。かゝる有様であるところへ、宗教教育すら獨乙語に改めようとしたので、かくてはポーランド人の國民性を滅するものであるとして、ポーランドは激烈に反對し、遂に彼等の子弟をして獨乙語による宗教教育を受け、或は之に應答することを拒絶せしめたのである。しかるに、政府はなほ之に壓迫を加へたので、一千九百六年から同七年にかゝつてポーランドの兒童三萬有餘擧つて同盟罷工を企てたといふ一大珍事が起つたのである。宗教教育は國民思想の養成に直接關係のあるものであるから、この教育が政治問題と相纏綿して、斯のごとき人文鬭争を惹き起すことは、國家の生存上にも關する由々しき問題で、塊洪牙の現狀に鑒みて、一層痛切に之を感するのである。

獨乙における宗教教育に關してはなほ述べる事が種々あるが、これは他日にゆづり、つぎに、佛蘭西について一言しよう。佛蘭西に於ては、既に述べた通り、一千九百五年以來政教全く分離し、學校

において、すでにこの以前から、宗教教育を授けなかつたのである。ゆゑに、今日においては、いはゆる宗教教育なるものを學校において見ることが出来なくなつた。しかし、宗教を禁じたわけではないので、學校において之を授ける代りに、寺院において説教を聽聞させるやうになつてゐるのである。この目的のため、佛蘭西の學校には木曜に授業を與へず、生徒をして各自寺院に參詣して説教を聽聞させる仕組になつてゐる。然し乍ら、實際においては、寺院に參詣するものが甚だ少く、多くは公園や郊外を散歩するやうになつて、言はゞ第二の日曜の姿である。木曜は寺院に參詣させるためといふ名目の下に普通の學科を授けないのであるが、それにも拘らず、教師附添の上で郊外に散策し、寺院に參詣するものが、甚だ寥々たるものである。

佛蘭西における宗教教育は斯のごとき現状にあるのであるが、これが爲に一大困難を生じてゐるのは如何にして道德觀念を向上し養成するかといふことである。從來は道德の標準が宗教の上にあつたのであるが、宗教を學校から追ひ出してしまつた以上、どこに道德の標準を求めろかが、一大問題であつて我邦の現状に頗る似たところがある。しかし、我邦には勅語といふ萬世不易の標準があつて、われは敢て向ふところを誤らないのであるが、佛蘭西には現在その標準がないと言つてよいのであるから、教育者がその向ふところに苦んで居るのは當然である。あるものはカントの哲學にその標準を求めようとしてゐるものもあるが、高等教育ならとにかく、初等教育においては、之に對して特殊の工夫を要する

のは勿論である。それで、小學校の中級、即ち九才から十一才までの兒童に對して授ける道德教材を見るに、『祖父母、父母に對する義務』『兄弟姉妹に對する義務』『傭人に對する義務』『學校における兒童の心得』『國家及び社會に對する義務』『自身の義務』『經濟觀念』『良心』等にして、これらの題目について説明するやうになつてゐる。しかし、宗教に對するやうな熱心がなければ、かゝる道德觀念を理論的に説明して、大に効果を擧げることとは、少からず困難を感じることに思はれる。

次に、英吉利はどうかいふと、宗教觀念が漸次衰へつゝあることは、獨佛と同様で、日曜に寺院に參詣するものが甚だ少いのである。しかし、中等程度の學校においては、獨佛よりはまた遙に重を書いてゐるものがある。英吉利における中等程度の學校長にも僧侶が多い。有名なイートンやハーローの校長はやはり僧侶で、而かも學識も材幹も拔群で、いはゆる知徳兼備の大知識である。これらの學校長から一躍カンタベリーの大僧正になるものがあるのを見てもその人物の非凡なことが分る。イートンでもハーローでも、學校附屬の寺院があつて毎朝必ず寺院に集り、説教を聽くのであるが、其説教をするものは、勿論校長である。この偉大なる人格から、親しく説教をきき、その感化を受けて英吉利流のセントルマンが出来るのであるから、宗教教育は英吉利においてはまだく生命を有してゐると見て差支ない。英吉利の學校は言はゞ寺小屋の發達したもので、それは同國の教育史を見れば、すぐ分ることである。即ち、一千八百七十年小學校令發布以前においては、或る二三の私立學校を除き、その他一般の初等學

校は寺院によつて管理されてゐたものである。一千八百三十二年まで、此等の初等學校の經費は一部分寄附により、一部分月謝によつて支辨してゐたのであるが、其翌年に至り、議會がはじめて二萬鎊を支出した。されども、政府にはまだ教育を司る部局はなく、右の金額も地方における學校建築の費用にあつて、その分配についてはやはり宗教機關が掌つてゐたのである。一千八百三十九年上記の金額を三萬鎊に増加し、之を管理するため、はじめて教育委員會が設置せられ、その後一千八百七十年に至り、初等小學令を發布し、宗教機關の手を離れて、之を管理するやうになり、一千九百〇二年の教育令によつて、はじめて初等教育が組織的のものになつたのである。それで、現在小學校の校長には僧侶が殆どないが、中等程度の學校にはまだ僧侶が多いが、これも畢竟英吉利の教育が久しく宗教機關の掌中にあつた結果と思はれる。一千八百七十年發布の初等學校令を見ると、その中に、宗教教育に關した條項がある。それを見ると、公立小學校における宗教教育は集會の始又は終において授けられるが、但し父兄若くは保護者が之を受くることを拒む場合には、その子弟は何等の不利を來すことなくして、これに缺席することを得とある。又視學官が宗教教育の効果を調査せんとする場合に、父兄又は保護者は之を拒むことを得とあるのを見ると、英吉利に於ても初等教育ではもはや宗教教育に、あまり重を置かなくなつたことが分る。又一千九百十二年發布の公立小學校令中の學科表を見ると、英語、習字、算術、圖畫、博物、地理、歴史、唱歌、體育、家事等で宗教の科がないのである。ゆゑに、獨乙のこどく毎週一定の

時間表にのせて問答示教^{カテヒズ}、聖書及び宗教の歴史を教授するといふことはなく、唯兒童を一堂に集めるやうな機會があれば、その機會を利用し、宗教上の談話をなし、道德の向上を討るといふ位に過ぎないやうである。中等程度の學校はどうかといふと、これも公立小學校と大同小異のやうである。即ち、一千九百九年の中學校令によると公立小學校と同じく、或る一宗派を基礎とした宗教教育は與へない。但し一般的の宗教教育を學校が與へて差支ないと認めた場合には、豫め學校から父兄若くは保護者に通告して、その承諾を求めるやうに規定してある。これを見ると、宗教教育は獨乙のごとく必修でなくして隨意である。尤もイートンやハーローなどは之を必修として獨乙よりも一層嚴重に之を教授するのである。ハーローにおける宗教教育の教科表を見ると、月曜以外の週日は、毎朝八時二十分に十二分乃至十五分の祈禱をする。月曜には講堂において説教をするし、日曜には午前八時十分及び午後六時の三回説教及び祈禱をする。それから、一定の時間において、新約全書と舊約全書を讀ませるやうになつてゐるから、この學校においては宗教教育に重を置くことが分るのである。

右は英佛獨における宗教教育の大略であるが、之を以て見ると、人知の發達に従て、宗教の威力が衰へるものやうに思はれるが、將來宗教がいかに進み行くであらうかが、一大疑問である。ことに歐羅巴においては、宗教が徳育の基礎になつてゐるのであるから、宗教の威力が衰へると、國民思想に重大なる關係を及ぼすのであるから、教育上宗教の將來にいつては、深く注意を要することゝ信する。